

令和 5 年度

事業方針ならびに事業実施計画

社会福祉法人
度会町社会福祉協議会

○ 度会町社会福祉協議会事業方針	P. 2
○ 令和5年度 事業実施計画	
1 法人運営	P. 3
2 地域福祉事業の推進	P. 4
3 相談・援助事業の推進	P. 7
4 民生児童委員との協働事業	P. 8
5 各種団体への関わり	P. 8
6 各種募金活動への協力	P. 8
7 各種大会の開催・参加	P. 8
8 介護保険事業の実施	P. 9
9 障害者総合支援法に基づく事業の実施	P. 9

令和5年度 度会町社会福祉協議会事業方針

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけ移行に伴い、行動様式の見直しが行われるなど、これまでの日常を取り戻すための対策により大きな変化が見込まれます。

これまで新型コロナウイルス感染拡大により、私たちの生活は大きな影響を受けました。人との接触や対面活動が制約されたことで日常生活での支え合いの基盤が弱まり、改めて社会的なつながりが問われています。

こうした状況に対応するため、人ととのつながりを再構築し、住み慣れたまちで誰もが安心して暮らすことのできるよう、地域で互いに助け合い支え合うための活動の支援や、様々な困りごと等に対応する相談支援体制の強化を、安全対策や工夫をしながら進めてまいります。

住民が相互に助け合い、一人ひとりが自分らしく活躍できる「地域共生の度会町」を実現するためには、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、あらゆる住民への呼びかけや声をかけ合い、理解と協力を得る努力を継続することが大切となっており、これから時代にあった地域における支え合いの仕組みを構築していくことが求められています。

度会町社会福祉協議会では、多様化する地域社会の中で町の地域福祉計画と連携・協働により策定した、第1期地域福祉活動計画の基本理念である「お互いさまで支え合い、自分らしく暮らせるまち」にもとづき、地域住民やボランティアが主体的に活動する地域福祉事業を推進してまいりました。令和4年度からは、第2期に向けた地域福祉活動計画（令和6年度～令和11年度）を度会町地域福祉計画と一体的に策定しております。

法人運営においては、地域福祉を推進する組織として本会が信頼される運営を図るため、組織の透明性の確保や内部管理体制の一層の強化に取り組み、業務の効果的・効率的かつ適正な遂行と質の向上を図ります。

また、地域の方へホームページ等を活用し最新情報を開示してまいります。

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の判断が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう支援をおこなう日常生活自立支援事業を当社会福祉協議会が実施主体となり利用者と契約を結び、サービスを提供していきます。

介護保険事業では、コロナ禍において、円滑な事業運営が阻害される事態も想定されますが、引き続き感染予防対策を行い安心・安全にサービスを利用していただけるよう取り組みます。

障がい者（児）においては、障害者総合支援法にもとづき、生活介護事業、居宅支援事業、相談支援事業等を実施し、本人及び家族の支援をしてまいります。以上のような方針のもと今年度の事業に取り組みます。

令和5年度事業実施計画

1 法人運営

(1) 法人運営の経営体制の強化

- ・役員（理事・監事）の改選
- ・理事会の開催
- ・評議員の改選
- ・評議員会の開催
- ・評議員選任・解任委員の改選
- ・評議員選任・解任委員会の開催
- ・各種法令に基づく諸規程等の整備
- ・監事による監査の実施（月例監査・決算監査）
- ・財務諸表、現況報告の公開
- ・個人情報保護法に基づく適切な情報管理
- ・指定管理者制度に基づく地域福祉センターの運営・管理

(2) 役職員の資質向上

- ・役職員研修の実施
- ・職種別職員研修の実施
- ・関係機関が開催する研修会への派遣
- ・災害時における職員の緊急体制の強化

(3) 各種関係機関・団体等との連携

- ・民生委員児童委員協議会
- ・福祉団体への支援・協力
- ・県社協及び近隣社協との連携強化

(4) 財源の確保

①社協会費の募集

・社協会費

正会員 1,000 円以上

特別会員 2,000 円以上

賛助会員 3,000 円以上

法人への募集（6月）

世帯への募集（7月）

②寄付金の受付

③ボランティア基金箱の設置

（5）広報・啓発

・社協広報紙（ふくし：わたらい）の発行（毎月）

・ホームページの運営

地域に向けた情報の発信・公開

・福祉ふれあいまつりの開催

2 地域福祉事業の推進

（1）支え合いのまちづくり

①担い手の育成と福祉教育の推進

・地域福祉の担い手の育成

ボランティア養成講座

（地域ささえあい活動サポーター養成講座 8月～9月）

福祉講演会の開催（1月）

高校生と高齢者の交流事業

・地域共生に向けた福祉意識の向上（福祉教育の推進）

福祉体験教室（小、中、高校）

チャボラ養成講座（8月）

福祉協力校の指定（小学校・中学校・高校・特別支援学校）

②小地域福祉活動の充実

・地域ボランティア、NPO団体の育成・支援・連携

ボランティアセンター事業

i) ボランティア連絡会の活動支援

ii) ボランティアの集い

iii) ボランティア活動保険の加入

iv) ボランティアに関する情報の提供

v) ボランティア養成講座の実施

- ・地域お助け隊の充実

- 地域お助け隊員の募集と研修会の実施（2回）

- 日常生活の些細な困りごとの解消

- 段階的に利用対象者を拡大

- ③地域福祉に携わる団体との協働

- ・協働による福祉のまちづくり

- 民生委員児童委員、福祉推進員の合同研修会の開催

- 地域福祉活動促進に関する広報・啓発活動

- ・行政・社会福祉協議会の協働

- 地域福祉計画との連携

- 第2期度会町地域福祉活動計画の策定

（2）安心・安全な仕組みづくり

- ①気軽に相談できる場所づくり

- ・相談支援体制の充実

- ふれあい福祉相談事業

- i) 法律相談（年5回）

- ii) 一般相談（随時職員対応）

- ふくしほっとカフェ（年4回）

- 移動型出張相談所（旧小学校単位、公民館等利用）

- ②要援護者への見守り活動等の充実

- ・見守りネットワーク活動の推進

- 緊急連絡カードの作成

- i) 一人暮らし

- ii) 高齢者世帯

- iii) 見守りが必要な人

- 「ふれあい食事サービス」の実施

- i) 毎週火・金曜日に食事の提供

- 民生委員児童委員による見守り活動の実施

- ・一人ひとりの権利を守る取り組みの推進
日常生活自立支援事業の推進、普及啓発
- ③交通安全・防犯・防災の取り組み
 - ・地域での交通安全対策の推進
老人会での交通安全教室の開催等
 - ・防犯・悪質商法などへの対策
様々な機会を通した注意喚起
詐欺防止のための講演会の開催
 - ・災害に強い支援体制の構築
自主防災への支援
災害ボランティアセンターの運営
災害ボランティアコーディネーター養成講座の実施（1月～3月）

（3）ふれあいの場づくり

- ①地域でつくる交流の場づくり
 - ・地域の手による拠点づくり
集いの場立ち上げへの支援
- ②多世代交流機会の提供
 - ・集い、憩い、学びの交流の機会づくり
 - ・地域のつながりを活かした世代間交流
世代間交流会の実施（11月）
(中川地区、内城田地区、小川郷・一之瀬地区)

③高齢者交流事業

- ・地区別交流会（11月）

中川地区、内城田地区、小川郷地区・一之瀬地区

- ・米寿以上の方のつどい（9月）

④障がい者スポーツ交流事業

- ・障がいの有無にとらわれずに入門して交流する場をつくる
ユニバーサルスポーツ体験交流会（2回）

(4) 地域生活を支える環境づくり

① 移動手段、交通手段の確保

- ・移動手段の確保

福祉有償運送事業

② 障壁のない環境づくり

- ・利用しやすい安心、安全な環境づくり

公共施設のバリアフリー化、歩道の新設や段差解消、視覚障がい者誘導ブロックの設置等についての住民や施設利用者からの声を行政に伝え、安心・安全な環境づくりを目指します。

- ・情報のバリアフリー化

広報紙等の発行、ホームページの利活用

③ 思いやる心を育む環境づくり

- ・人権尊重意識の醸成

小学校・中学校での福祉教育やボランティア講座の開催など、福祉への理解を求める学習・懇談の機会を通じて、人権尊重意識の醸成を図ります。

3 相談・援助事業の推進

(1) 障がい者福祉

- ・障がい者（家族）への相談支援
- ・就学児童への支援（日中一時支援）

(2) 児童福祉

- ・児童相談所や学校との連携
- ・相談ケースに対応した支援

(3) 低所得者福祉対策

- ・生活福祉資金貸付事業

(4) 日常生活自立支援事業の実施

- ・認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者への支援

福祉サービス利用の支援

日常的金銭管理サービス

(5) 生活困窮者自立支援法に関する事業

・みえ福祉の「わ」創造事業

4 民生委員児童委員との協働事業（福祉ニーズに対応した福祉のまちづくりの推進）

- ・定例会開催（毎月）
- ・訪問活動による福祉ニーズの掘り起こし
- ・各種研修会への参加
- ・在宅福祉サービス利用への支援
- ・一人暮らし高齢者・高齢者世帯の把握

5 各種団体への関わり

（1）各種団体の自主的活動への支援

- ①老人会
- ②身体障害者睦会
- ③母子寡婦福祉会
- ④民生委員児童委員協議会
- ⑤遺族会
- ⑥保護司会

（2）当事者団体の支援

- ①在宅老人介護者の会（高齢者）
- ②手をつなぐ親の会（障がい者）

6 各種募金活動への協力（各種募金活動の啓発と推進）

（1）共同募金活動の実施（10月～3月）

- ・一般募金 全戸、学校、職域、法人など
- ・歳末募金 全戸

（2）日赤募金の協力（5月）

会員の募集

（3）その他災害地域支援金や非営利民間組織の活動への支援

7 各種大会の開催・参加

- ・三重県社会福祉大会

11月1日（水）

- ・福祉ふれあいまつり

10月 予定

8 介護保険制度による福祉サービス事業

（1）地域福祉センター

- ・通所介護事業
- ・訪問介護事業
- ・居宅介護支援事業
- ・第1号事業 通所型サービス
- ・第1号事業 訪問型サービス

（2）れんげ草（支所）

- ・地域密着型通所介護事業
- ・第1号事業 通所型サービス

9 障害者総合支援法に基づく事業の実施（地域福祉センター）

- ・デイサービス

生活介護事業

日中一時支援事業

- ・ホームヘルプサービス

居宅介護事業

重度訪問介護事業

移動支援事業

- ・サービス利用計画書の作成

特定相談支援事業

障害児相談支援事業

- ・障害者地域生活相談支援事業